

春日井市大規模小売店舗立地に係る意見聴取会議要綱

(設置)

第1条 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）

第8条第1項及び第9条第1項に規定する市の意見の集約を図るため、春日井市大規模小売店舗立地に係る意見聴取会議（以下「意見聴取会議」という。）を置く。

(所管事項)

第2条 意見聴取会議は、法第2条第2項に規定する大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗を設置する者によりその施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされているかその他必要な事項を協議及び審査する。

(組織)

第3条 意見聴取会議は、会長及び別表に掲げる職にある委員をもって組織する。

2 会長は、春日井市産業部長をもって充てる。

(会長の職務)

第4条 会長は、意見聴取会議の会務を総理する。

2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(臨時委員)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、関係課長等を臨時委員として置くことができる。

(会議)

第6条 意見聴取会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 会長は、原則として意見聴取会議を開催する日の7日前までに、第3条第1項に掲げる委員及び前条に定める臨時委員の中から関係があると認める委員に対して意見聴取会議を開催する日時、場所その他必要な事項を通知し、かつ、必要があると認めるときは、関係資料を送付するものとする。

3 意見聴取会議は、前項の規定により会長が出席を求めた委員の半数以上の

出席がなければ、これを開くことができない。

4 会長は、会議の議長となる。

(設置者が開催する説明会への出席)

第7条 委員及び臨時委員は、法第7条第1項に規定する居住者等を対象とした説明会に出席し、意見を聴取することができる。

(庶務)

第8条 意見聴取会議の庶務は、産業部経済振興課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか意見聴取会議の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年9月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

春日井市総務部市民安全課長

春日井市環境部環境政策課長

春日井市環境部環境保全課長

春日井市環境部ごみ減量推進課長

春日井市産業部経済振興課長

春日井市まちづくり推進部都市政策課長

春日井市まちづくり推進部建築指導課長

春日井市建設部道路課長

春日井市建設部公園緑地課長